

代理人選任届

・委任者本人が1～3を自署し、委任者氏名の後に印鑑を押してください。

令和 年 月 日

1. 【代理人】

住 所

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

2.

上記に記入がない場合は無効になります。必ず委任する事項を書いてください。

(記入例)「北本太郎の本籍・続柄記載の世帯全員の住民票1通の取得に関する事」

「北本花子の続柄記載の個人の住民票2通の取得に関する事」等

注: 個人番号(マイナンバー)及び住民票コード入りの住民票は、即日交付できません。

委任者の住所に郵便(簡易書留)で送付します。

原則、代理人が受領することはできません。

3. 【委任者】

住 所

氏 名

⑩

生 年 月 日 年 月 日

電 話 番 号

※【代筆者】

住 所

氏 名

⑩

生 年 月 日 年 月 日

代 筆 理 由

※委任者本人が障害等により自署できない場合は、代理人以外の第三者が本人の意思を確認した上で1～3を代筆し、代筆者欄の住所・氏名・生年月日、代筆する理由を記入し、代筆者の印を押すこと。

委任状（代理人選任届）の書き方について

【委任状（代理人選任届）は誰が書くの？】

記入は全て請求者本人です。（代理人が記入したものは無効です。）

委任状は、請求者等の本人が窓口に来ることができないためやむを得ず代理人に依頼することを証明する書類です。

【本人が書けない場合はどうするの？】

代理人以外の第三者に記入をお願いします。

代筆する理由、代筆者の印等もお願いします。

本人が書けない場合とは、あくまでも、本人の意思確認が可能であり「目や手が不自由なため字を書くことができない。」のみです。

※「認知症で書けない」や「入院中で意識がない」など本人の意思確認ができない場合は、委任状を使用することはできません。

【委任する事項】

（例）

- ・ 北本太郎の本籍・続柄記載の世帯全員の住民票1通の取得に関する事。
- ・ 北本花子の続柄記載の個人の住民票2通の取得に関する事。
- ・ 北本太郎の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）1通の取得に関する事。
- ・ 北本花子の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）2通の取得に関する事。
- ・ 北本太郎の出生から死亡までの戸籍謄本各1通の取得に関する事。
- ・ 北本花子のマイナンバー記載の住民票1通の取得に関する事。
- ・ 北本太郎の住民票コード記載の住民票2通の取得に関する事。

委任する事項が書いていない委任状は委任されたものが不明のため無効です。
必ず委任する事項を記入いただくようお願いします。